

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年6月25日 14時10分ごろ
発生場所	沖縄県渡嘉敷村阿波連漁港北西方沖 阿波連港第1防波堤灯台から真方位334°380m付近 (概位 北緯26°10.2′ 東経127°20.7′)
事故の概要	水上オートバイマリンハウス6は、南進中、乗組員の左足にえい航ロープが絡まり、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和4年7月25日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ マリンハウス6、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	296-26624 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、浮体の搭乗者を迎えに行く目的で、バナナボートと称する浮体を無人の状態<sup>えい航</sup>で、約15km/hの対地速力で南進していたところ、船長の左足の後方に束ねていたえい航索の一部が左足の踵<sup>かかと</sup>に絡まり、左足部剥皮創<sup>はくひそう</sup>を負った。</p> <p>船長は、えい航する浮体が無人の状態であり、えい航中に左右に振れたり、上下に回転したり、他の船舶や遊泳者に接触したりすることを避ける目的で、全長約12mのえい航索のうち、本船と浮体とを繋ぐのに3mを使用して座席後方のハンドグリップに結び付け、残りの9mを左足の約30cm後方のフットウェルフロア上に束ねた状態で置いていた。</p> <p>船長は、ふだん、束ねたえい航索を左足の約30cm後方の甲板上に置いていたが、足に絡まったことがなかった。</p> <p>船長は、本事故後、えい航索のハンドグリップに結び付けていた部分がほどけていなかったため、左足の約30cm後方に束ねていたえい航索が、船体の振動により前方に移動して左足の踵に絡まり、えい航中の浮体に波等の力がかかって後方に引っ張られて、送り出された可能性があると思った。</p>
分析	本船は、阿波連漁港北西方沖を南進中、船長が、えい航索を足の付近に置いていても航行に支障がないと思い、束ねたえい航索を左足の約30cm後方に置いていたことから、えい航索が船体の振動により前

	方に移動して左足の踵に絡まり、えい航中の浮体に波等の力がかかって後方に引っ張られて送り出され、左足を負傷したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が阿波連漁港北西方沖を南進中、船長が、えい航索を足の付近に置いていても航行に支障がないと思い、束ねたえい航索を左足の約30cm後方に置いていたため、えい航索が船体の振動により前方に移動して左足の踵に絡まり、えい航中の浮体に波等の力がかかって後方に引っ張られて送り出されたことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浮体をえい航する水上オートバイの船長は、余ったえい航索を船上に置いて航行する場合、えい航索が体の一部に絡まることのないよう、ハンドグリップにコイルして全てを結び付けておくなどして、船体の振動でえい航索が体の付近に移動することのないようにすること。</li> </ul>